

諮問番号：平成29年度諮問第5号

答申番号：平成29年度答申第4号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成29年6月13日付平成29年度国民健康保険税納税通知により、審査請求人の国民健康保険税額を19,100円とする税額決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 2 審査請求

審査請求人は、平成29年9月5日に本件処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

保険料が高すぎる、年金は物価の上昇に全く追いつかず生活が大変なので、保険料を引き下げるべきというものである。

#### 2 処分庁の主張

審査請求人の平成29年度の国民健康保険税額は、伊丹市国民健康保険税条例（以下「本条例」という。）に基づいて適正に算出されたものであり、本件審査請求の棄却を求める。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 国民健康保険税の課税額は、本条例第2条第1項の規定により基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされるところ、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な、基礎控除後の総所得金額、被保険者数、特定世帯ないしは特定継続世帯（本条例第5条）に該当しないことについては、争いがなく、これらの税額は、本条例第2条ないし第8条の規定に従って、適正に算定されたものと認められる。

なお、審査請求人は、介護納付金課税額算定の対象ではない。

(2) また、本条例第23条第1号アないしエに基づく減額も適正に行われている。

(3) 審査請求人の平成29年度の国民健康保険税の額は、上記のとおり、適正に算定された

基礎課税額，及び後期高齢者支援金等課税額を合算した額から適正な減額がなされたものであり，本条例に基づき適正に算出されたものと認められる。

- (4) 審査請求人の主張は，本条例第25条により国民健康保険税の減免を要求するものとも受け取れるが，同条第2項に基づく申請がないだけでなく，年金暮らしというだけでは同条第1項第1号ないし第3号に該当するとは認められないし，同項各号に相当するような特別の理由があるかの判断もできない。

## 第5 審査庁の意見

原処分維持が適当と考えるため，本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は，本件審査請求について，次のとおり調査審議を行った。

なお，審査請求人に対して，口頭意見陳述の申立て及び主張書面等の提出ができる旨を通知したが，申立て等はなかった。

平成30年1月15日 諮問

平成30年1月22日 調査審議

平成30年2月26日 調査審議

## 第7 審査会の判断の理由

当審査会は，審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果，以下のように判断する。

- (1) 国民健康保険税の課税額は，基礎課税額，後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされる（本条例第2条第1項）。
- (2) 基礎課税額の算定方法については，それぞれ，本条例第2条第2項，及び第3条ないし第5条に規定されている。

基礎課税額の算定に必要な基礎控除後の総所得金額，被保険者数，特定世帯ないしは特定継続世帯に該当しないことについては，争いがなく，基礎課税額は，本条例に従って，適正に算定されたものと認められる。

後期高齢者支援金等課税額の算定方法については，本条例第2条第3項，及び第6条ないし第8条に規定されているところ，後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な基礎控除後の総所得金額，被保険者数，特定世帯ないしは特定継続世帯に該当しないことについては，争いがなく，後期高齢者支援金等課税額は，本条例に従って，適正に算定されたものと認められる。

なお，審査請求人は，介護納付金課税額算定の対象ではない。

- (3) また，本条例第23条第1号アないしエに基づく減額も適正に行われている。
- (4) 審査請求人の平成29年度の国民健康保険税の額は，上記のとおり，適正に算定された基礎課税額，及び後期高齢者支援金等課税額を合算した額から適正な減額がなされたものであり，本条例に基づき適正に算出されたものと認められる。
- (5) なお，審理員意見書にもあるように，審査請求の趣旨は，本条例第25条の規定により，

国民健康保険税の減免を要求するものであると受け取る余地がある。

この点については、主張を精査すると、年金が物価の上昇に追いつかず生活が大変であるという理由のみが示され、国民健康保険税の納付が困難であるとの申出や、国民健康保険税の減免を求める申出はなかった。

また、本件処分を所管する国保年金課に確認したところによると、処分庁の納税通知書自体には減免についての記載はなされていないが、当該納税通知書に平成29年度版国民健康保険のてびきが同封されており、そのうちの1ページに、保険税納付が困難な場合の保険税減免制度の案内がされている。

これらのことから、審査請求人の主張は減免を要求するものではないと認められる。

(6) 以上より、本件審査請求は理由がないと認められるので、第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史